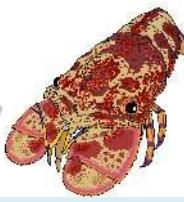


水産動植物の採捕に関するルール

2024年(令和6年)8月改訂



沖縄県には、水産資源の保護培養と持続的利用のための様々なルールがあります。ここでは、主に一般の方が、水産動植物を採捕する際に関係するルールのうち、主に漁業法、沖縄県漁業調整規則(以下「規則」という。)及び沖縄海区漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)に基づくものを中心に説明しますので、遵守頂きますようご協力よろしくお願いします。

1. 遊漁者が使える漁具・漁法

規則第37条により、一般の方(遊漁者)が使うことができる漁具・漁法が定められています。ここに挙げられている漁具・漁法以外で水産動植物を探ると規則違反となりますので、注意してください。【罰則:科料】



「やす」とは?

一般には「もり」と呼ばれることがあります。魚等を突き刺して採るための漁具であり、先端部分と柄の部分が固着したものです。

柄の末端にゴムがついているものもありますが、使用する際、手を離した時に掌中に柄の部分が残る程度の威力であるものに限ります。



2. 採ってはいけない水産動植物

(1) 特定水産動植物

採捕は禁止です

漁業法第132条により、下記の特定水産動植物の採捕は禁止されています。これに違反した水産動植物の運搬・保管なども禁止されています。【3年以下の懲役/3,000万円以下の罰金】ただし、漁業権や知事許可漁業の許可に基づく場合は、採捕することができます。



①ナマコ類(全種)

②ウナギ類の稚魚
【全長13cm以下】

(2) 造礁サンゴ類

採捕は禁止です

規則第34条により、「**造礁サンゴ類**」の採捕は禁止されています。また、これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】

規則における「**造礁サンゴ類**」の内容(以下の刺胞動物が該当)

- ①イシサンゴ目
- ②アナサンゴモドキ科
- ③ウミトサカ目(石灰軸亜目、角軸亜目及び石軸亜目(ムラサキハナヅタ及びサンゴ科を除く)
- ④クダサンゴ科
- ⑤アオサンゴ目

「**造礁サンゴ類**」の例



①イシサンゴ目

②アナサンゴモドキ科

③ウミトサカ目
(写真は石軸亜目)

④クダサンゴ科

⑤アオサンゴ目

※「さんご漁業(サンゴを採ることを目的とする漁業)」は、漁業法第57条及び規則第5条により、知事許可漁業となっています。

漁業許可を受けずに、「**深海サンゴ**(サンゴ科)」及び「**ソフトコーラル**(ウミトサカ目のウミトサカ亜目、ウミヅタ亜目(クダサンゴ科を除く)及びムラサキハナヅタ)」を販売目的で採捕することは禁止されています。【3年以下の懲役/300万円以下の罰金】

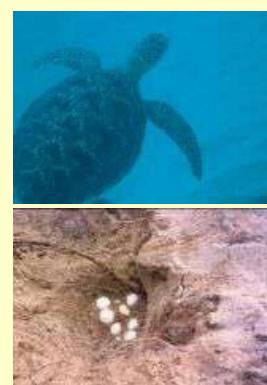
(3) ウミガメ類(卵を含む)

採捕は禁止です

委員会指示などにより、ウミガメ類の採捕は禁止されています。
【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】

ただし、漁業の目的の場合など、海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は採捕することができます。

また、規則第34条により、ウミガメ類の卵の採捕も禁止されています。これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】



※(1)～(3):試験研究の目的で採捕する場合は、特別採捕許可又は委員会の承認が必要です。

(4)漁業権の対象種

原則として漁協組合員以外の方は、採捕はできません

沖縄県では、以下の水産動植物が共同漁業権に基づく漁業の対象となっています。これらの対象種は、免許を受けた漁業協同組合(漁協)の組合員が優先的に採る権利があります。組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第 195 条により、**漁業権侵害で告訴**される可能性があります。【100 万円以下の罰金】

水産動物の一部



シラヒゲウニ



イセエビ類 (全種)



セミエビ・ゾウリエビ類 (全種) ナマコ類 (全種)



タコ類



ワモンダコ (島だこ)



シマダコ



サメハダテナガダコ

※次のタコ類は対象外です



ウデナガカクレダコ

貝類



シャコガイ類 (全種)



チョウセンザザエ



ヤコウガイ



サラサバティ (たかせがい)



ギンタカハマ (ひろせがい)

海藻類



モズク類

このリストは、八重山地区内の共同第24号における対象種です。他の区域では対象種が異なることがあります。

※詳しくは地域の漁業協同組合に問い合わせるか、沖縄県水産課 HP で確認してください。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/suisangyo/1010995/1011045.html>

※種名のカタカナ表記は標準和名などの分類学的な名称や総称、ひらがな表記は地域名です。

3. 水産動植物の禁漁期間及び大きさの制限

漁業権者である漁協の組合員であっても、規則第34条により、水産動植物の禁漁期間及び制限サイズが定められています。また、これに違反した水産動植物の所持・販売も禁止されています【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】。

(1) 禁漁期間

禁漁期間中の採捕は禁止です

対象	禁漁期間
ウミガメ類（タイマイ、アカウミガメ、アオウミガメ）	6月1日から7月31日まで
シャコガイ類（ヒメジャコ、シャゴウ、シラナミ、トガリシラナミ、ヒレジャコ、ヒレナシジャコ、オオジャコ）	6月1日から8月31日まで
イセエビ類（カノコイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ、ケブカイセエビ、イセエビ、ネットイセエビ、アマミイセエビ）	4月1日から7月31日まで
セミエビ類（セミエビ、コブセミエビ）	4月1日から7月31日まで 抱卵個体は周年採捕禁止

(2) 制限サイズ

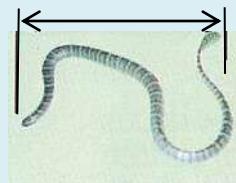
制限サイズ以下の採捕は禁止です



タイマイ
【腹甲長25cm以下】



ウナギ類
【全長13cm以下】



エラブウミヘビ、ヒロオウミヘビ
【全長60cm以下】



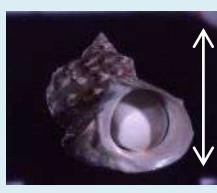
イセエビ類
セミエビ類
【体長20cm以下】



クロチョウガイ
【殻高10cm以下】



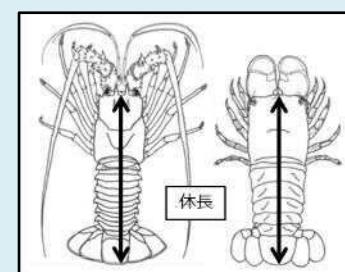
マベガイ
【殻高13cm以下】



ヤコウガイ
【殻高13cm以下】



チョウセンザザエ
【殻高6cm以下】



ヒメジャコ
【殻長8cm以下】



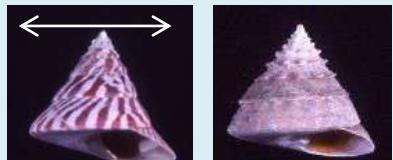
シャゴウ



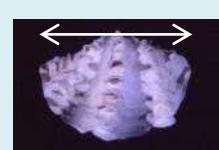
シラナミ
【殻長15cm以下】



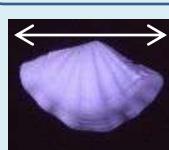
トガリシラナミ



サラサバティ
ギンタカハマ
【殻の短径6cm以下】



ヒレジャコ
【殻長20cm以下】



ヒレナシジャコ
【殻長30cm以下】

4. 水産動植物の採捕に制限のある海域

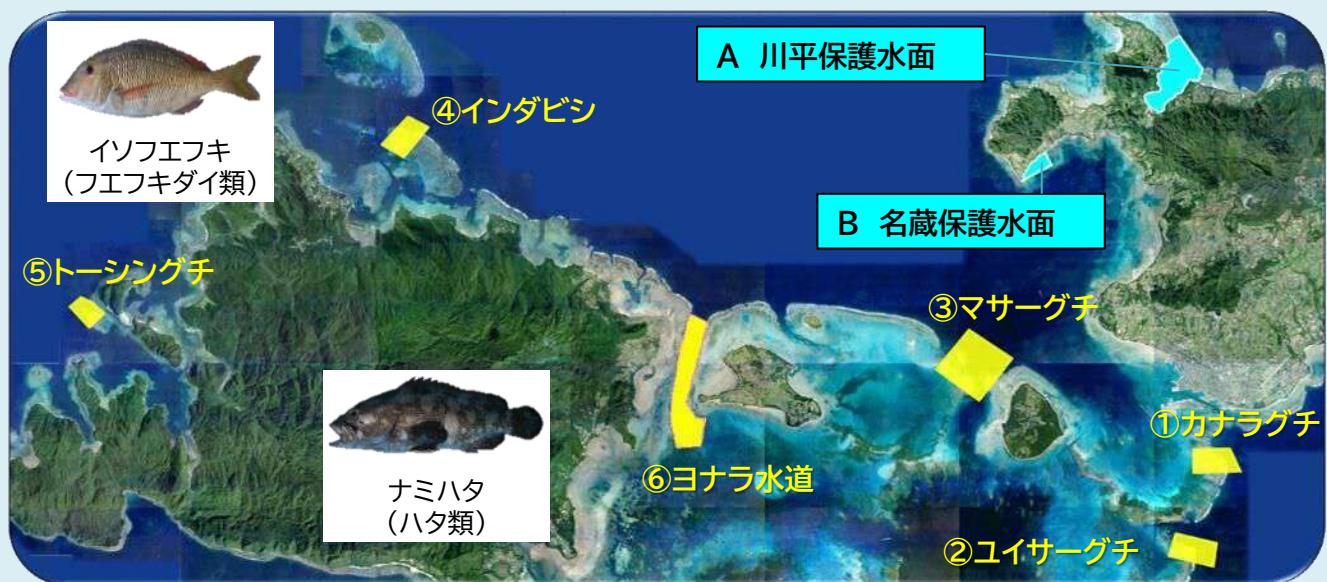
(1) 保護水面(石垣島2箇所)

石垣島では水産資源保護法に基づく保護水面が2か所指定されており、規則第33条により、
下記の採捕が禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】

- 川平保護水面(下図A):魚類、タコ類、イカ類及びヒトエグサ以外の水産動植物
- 名蔵保護水面(下図B):全ての水産動植物

(2) 産卵場保護区(八重山諸島6箇所)

八重山諸島の下図①～⑥の海域では、ハタ類、フエフキダイ類等のサンゴ礁性魚類の産卵場保護のため、委員会指示により、**旧暦の3月～4月の間は、全ての水産動植物の採捕が禁止**されています。【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】



航空写真:環境省提供

(3) スジアラ類・シロクラベラのサイズ制限(沖縄全域)

委員会指示により、沖縄海区の全域で、**制限サイズ未満のスジアラ類3種及びシロクラベラの採捕・所持・販売することを禁止**しています。【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】

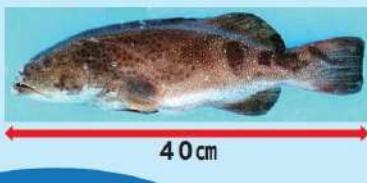
これまでの資源管理の取組により、資源回復の効果が見られていることから、2023年(令和5年)4月に、対象海域を沖縄海区の全域に拡大し、遊漁者も対象になりました。

スジアラ属3種

- ・スジアラ(方言名: あかじん)



- ・オオアオノメアラ



シロクラベラ(方言名: まくぶ)

- ・コクハンアラ

体色の違いが複数あります。

■体色の黒いもの



■尾びれの黄色いもの ■体色の赤いもの

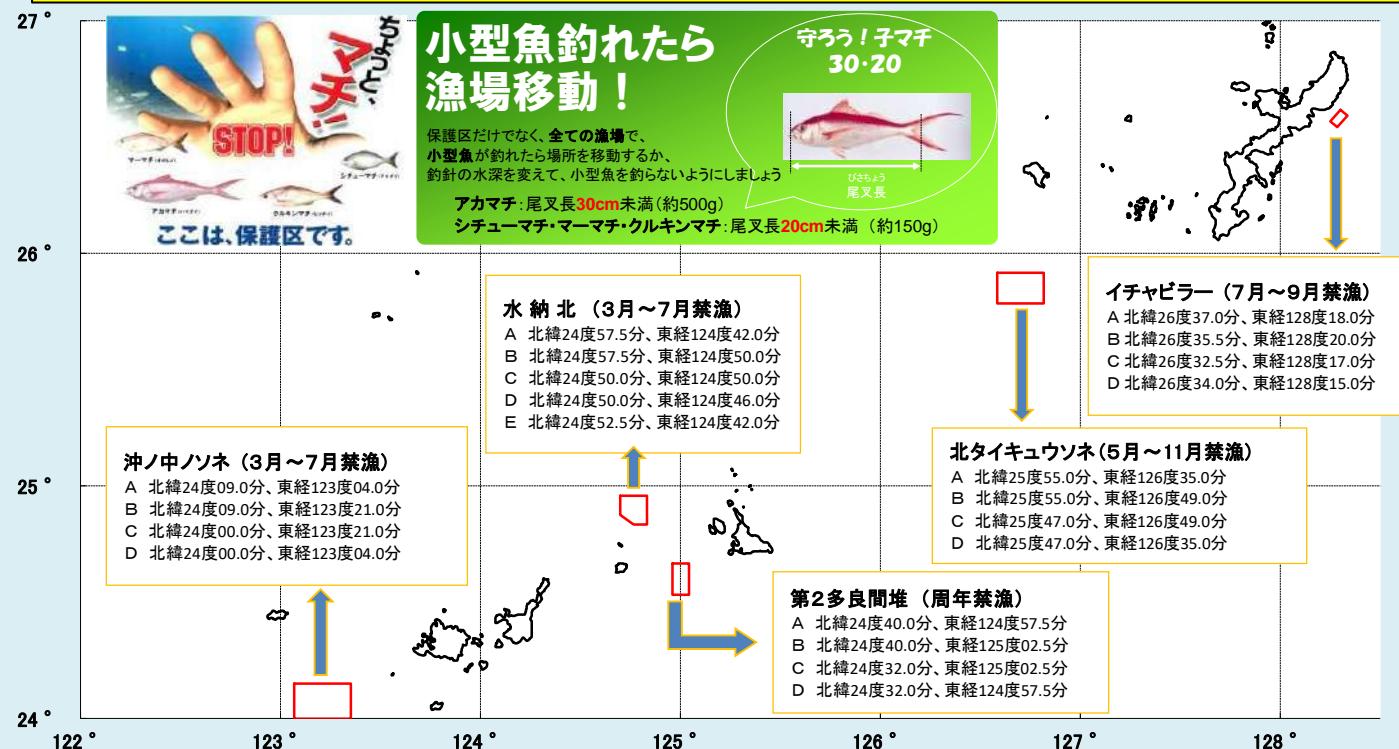


測って確認しましょう! /



(4)マチ類の保護区

マチ類(ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメなどの深海性フエダイ類)の資源保護を目的に、委員会指示により、以下の海域・期間においては、ひき縄以外の漁法で、水産動植物を採捕することが禁止されています。【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】



5. その他

「海岸・海中」の砂・ライブロック・サンゴれき等の採取の禁止

漁業権の有無に関わらず、海岸法や砂利採取法、自然公園法などの法律により、「海岸・海中」の土石(砂、ライブロック、サンゴれき等を含む)の採取は制限があります。

詳しくは下記の海岸管理者にお問い合わせください。

○問い合わせ 沖縄県土木建築部海岸防災課 TEL: 098-866-2410

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1017755.html>



ライブロック



サンゴれき

漁業権の存する漁場内の岩礁を破碎する行為や土砂・岩石(砂、ライブロック、サンゴれき等を含む)を採取する行為は、規則第39条により、原則として禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】

※ルールは変更することがあります。下記HPで最新の情報を確認ください。

○問い合わせ

沖縄県農林水産部水産課(漁業管理班)

TEL: 098-866-2300 aa048305@pref.okinawa.lg.jp

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017655/1017687.html>